

永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和5年3月6日

福井県吉田郡永平寺町長 河合永充

永平寺町規則第2号

永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則

永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例の適用期間を定める規則(令和3年永平寺町規則第15号)の一部を次のように改正する。

本則中「令和5年3月31日」を「令和5年5月7日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。